

| | | |
|----------------------|--------|-----------------------------------|
| 防災ダム事業 (旧防災ため池事業) | 事業主体 県 | 所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班 |
|----------------------|--------|-----------------------------------|

事業の内容

台風、豪雪等で河川の増水による農地、農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

採択基準

農業以外の事業効果が50%未満

1. 防災ダム工事

洪水調節用ダム（その他附帯施設を含む。）の新設又は改修であって受益面積がおおむね100ha以上、(但し、台風常襲地帯、豪雪地帯及び振興山村のいずれかであり、かつおおむね10か年間に激甚災害の指定を受けた地域において行うもの)にあつては、おおむね70ha以上

2. 防災ため池工事

洪水調節の機能の賦与、増進のための農業用ため池の改修であつて、次の基準に該当するもの。

大規模 受益面積がおおむね100ha（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね70ha）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの。

小規模 受益面積がおおむね10ha（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね7ha）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね5ha（活断層等の影響が懸念される地域において行われるもの又は決壊による想定被害額が、おおむね3,000万円以上のもの）のかんがい受益面積については、おおむね2ha）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの。

防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であつて防災ダム等の工事と併せて行うもの。（防災ダム等利活用保全施設整備工事）

3. 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴つて、決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの。

大規模 受益面積がおおむね70ha以上で、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの。

小規模 受益面積がおおむね7ha以上で、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの。

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| | 防災ダム工事 | 55 | 39 | 6 | | |
| | 防災ため池工事 大 規 模 | 55 | 34 | 11 | | |
| | 小 規 模 | 50 | 34 | 16 | | |
| | 地震対策ため池防災工事 大 規 模 | 55 | 34 | 11 | | |
| | 小 規 模 | 50 | 34 | 16 | | |
| | 利活用保全施設工事 | 50 | 未 定 | 未 定 | | |